

2025年5月30日
九州大学大学院言語文化研究院
院長 佐藤正則

教員（専任）の公募について

本研究院では、下記の要領により教員（専任）の公募を行います。

記

1. 採用職名：准教授（大学院言語文化研究院 言語環境学部門 言語情報学講座所属、中国語担当）、常勤
2. 採用予定人員：1名
3. 専門分野：中国語圏の文化・文学（特に近現代が望ましい）、和漢比較文化・文学
4. 職務内容：
 - (1) 言語文化研究院言語環境学部門言語情報学講座における研究
 - (2) 基幹教育言語文化科目中国語および関連科目の担当。週平均5コマ（前期と後期で担当コマ数が異なることもある）
 - (3) (2)の科目を実施するための企画・運営・調整等に関わる諸業務
 - (4) 学内の委員会等（入試業務を含む）、大学の運営に関わる業務
 - (5) 関連する学府（大学院）の授業担当および学生指導の可能性がある
5. 応募資格：以下のすべての条件を満たしていること
 - (1) 上記「専門分野」関連領域において博士号を有すること
 - (2) 公刊された単著の書籍、共著の書籍、単著論文、共著論文の合計が10本以上あること
 - (3) 大学における中国語の教授歴が3年以上あること
 - (4) 基幹教育において中国語の授業を担当できる語学能力を有すること
 - (5) 関連する学府（大学院）において授業を担当できる能力を有すること
 - (6) 職務遂行上十分な日本語運用能力を有すること
6. 採用予定日：2026年4月1日
7. 雇用期間：雇用期限の定めなし（ただし、定年退職の年齢については本学の定めによる）
8. 待遇：以下に示す通り
 - (1) 給与：年俸制（2020年4月1日導入）なお、年俸額については本学の関係規程に基づき学歴・経験・職歴等を考慮して決定されます。待遇に関しては以下にお問い合わせ下さい。
九州大学人文社会科学系総務課人事係 jbsjinji@jimu.kyushu-u.ac.jp

(2) 就業時間：本人の同意に基づく専門業務型裁量労働制により 7 時間 45 分働いたものとみなされます。

(3) 休日：土日、祝日、12/29～1/3

(4) 加入保険：雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金

(5) 受動喫煙防止措置の状況：敷地内全面禁煙

9. 就業場所：福岡県福岡市西区元岡 744 九州大学伊都キャンパス（イーストゾーン）

10. 提出書類：下記書類を全て 1 つの PDF ファイルにまとめて JREC-IN の電子申請を通してご送付ください。

(1) 履歴書（様式自由。連絡先として、住所、電話番号、電子メールアドレスを明記すること）

(2) 業績書（著書、論文、学会発表、その他に分け、年代降順に並べる。著書および論文については審査の有無を明記すること。また、主要業績 3 点を丸で囲むこと）

(3) 主要業績 3 点、およびそれぞれについて 500 字以内の日本語の要旨を添えること。

(4) 中国語教育および自身の研究活動に関する抱負、日本語 800 字以内。

(5) 学位記のコピー（最終学位）

11. Google Forms への記入

上の応募書類の提出後、すみやかに下記リンクより必要事項を記入して下さい。

<https://forms.gle/mH1hGvGKEMhRZCpx6>

12. 提出期限：2025 年 7 月 25 日（金）必着（日本時間）

13. 提出先：JREC-IN Portal の Web 応募を利用してください。 <https://jrecin.jst.go.jp>

(1) 提出された書類等は、原則として返却しません。

(2) 提出された書類は選考のみに使用し、その目的以外には使用しません。

14. 選考方法：

(1) 提出書類に基づいて選考し、複数名の候補者への面接を行う場合もあります（オンライン面接の可能性もあります）。

(2) 面接にかかる交通費や滞在費等は応募者の自己負担とします。

(3) 審査の結果は、Web 応募システムもしくはメールにて通知します。

15. 問合せ先：jinji_1@flc.kyushu-u.ac.jp 人事選考委員会宛、電子メールでお問合せ下さい。

16. その他：

九州大学では、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律 78 号）、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）、及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」の趣旨に則り、教員の選考を行います。九州大学では、平成 29 年 7 月より配偶者帯同雇用制度を導入しています。

過去に学生、同僚、または事務スタッフに対するセクシャルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分等を受けた場合には、処分内容及びその具体的な事由を履歴書等に必ず記入願います。虚偽の記載があった場合には、採用取消や懲戒処分等の対象となることがあります。